

# 海老名市教育委員会

(令和5年 2月 定例会議事日程)

日時 令和5年2月10日(金)  
午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

## 【審議事項】

日程第 1 議案第 3 号 海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料  
収蔵館設置条例施行規則の一部改正について

日程第 2 議案第 4 号 海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一  
部改正について

## 【審議事項（非公開予定）】

日程第 3 議案第 5 号 物品の取得に関する意見の申出について

日程第 4 議案第 6 号 令和4年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育  
に関する部分に係る意見の申出について

日程第 5 議案第 7 号 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正に関する意見の申出について

日程第 6 議案第 8 号 令和5年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分  
に係る意見の申出について

# 海老名市教育委員会



## 令和4年度 2月定例会

### ◇教育長報告

#### 1 主な事業報告

令和5年

- |            |   |
|------------|---|
| 1月 19日 (木) | 教育委員会1月定例会<br>市議会1月臨時会<br>1月教頭会議<br>教育委員会賀詞交歓会                        |
| 20日 (金)    | ひびきあう教育実践研究発表会 (柏ヶ谷中学校)   |
| 21日 (土)    | 門沢橋小学校開校50周年式典  |
| 23日 (月)    | 初任者授業参観 (社家小学校)<br>いじめ問題対策連絡協議会<br>海老名青年会議所新年あいさつ                     |
| 24日 (火)    | 社会教育委員会議<br>最高経営会議<br>新型コロナウイルス感染症対策本部会議<br>DX推進戦略本部会議                |
| 25日 (水)    | ひびきあう教育実践研究発表会 (杉本小学校)  |
| 26日 (木)    | 初任者授業参観 (有馬中学校)<br>教育課題研究会<br>びなマルシェ・びなルーム展<br>部活動方針改正説明会 (今泉中学校)     |
| 27日 (金)    | トラック協会海老名地区寄附受納<br>市長定例記者会見<br>よりよい授業づくり特別版 (今泉小学校)<br>県央教育事務所管内教育長会議 |
| 28日 (土)    | 市中総文展示部門見学 (市民ギャラリー)  |
| 29日 (日)    | 新春はやし叩き初め大会<br>海老名市駅伝競走大会・えびなっ子駅伝大会                                   |





- 30日(月) 今泉小学校6年生朝会  
ひびきあう教育実践研究発表会(大谷小学校)
- 31日(火) えびなの教育編集会議  
県いじめ問題対策連絡協議会
- 2月 1日(水) 朝のあいさつ運動(今泉中学校)  
学校予算編制調整会議  
2月校長会議  
令和5年度新採用教職員予定者面接
- 2日(木) 朝のあいさつ運動(杉久保小学校)  
学校応援団説明会  
令和5年度新採用教職員予定者面接
- 3日(金) 教育課題研究会
- 4日(土) コミュニティスクール連絡会
- 5日(日) 福祉のまちづくり表彰式典(ポスター・作文)
- 6日(月) 令和5年度新採用教職員予定者面接
- 7日(火) ウィンターレビュー部内ヒアリング
- 8日(水) 海老名警察署管内学校警察連絡協議会  
部活動方針改正説明会(柏ヶ谷中学校)
- 9日(木) 県人材確保・育成推進協議会  
県市町村教育委員会教育長会議  
2月教頭会議
- 10日(金) 不登校支援団体連絡会  
教育委員会2月定例会





## 2 教育大綱策定にあたって

この秋から、教育委員のみなさんには、教育課題研究会等の場において、令和5年度から4年間の「海老名市教育大綱」の策定に向けて、話し合いを重ねていただいているところです。

市長が定める「教育大綱」については、市長と教育委員、教育長が総合教育会議の場で話し合い、決定するものです。

しかしながら、作業上の手順として、限られた時間の総合教育会議の場だけで、一から話し合って策定することは困難であり、事前に、教育委員会として、たたき台となるいくつかの案を作成する必要があります。

私としては、将来を見通して、海老名の子どもたちや教職員・学校、保護者・市民のために、今後、海老名市の教育をどのように進めていくか、また、そのための計画をどのようなものにすることがよいのかを、教育委員のみなさんと話し合って案を創り上げることは、とても楽しい時間であり、有意義な時間でした。

教育委員のみなさんにとっては、どうだったでしょうか。

私は、物事を定めるプロセスには、さまざまな方法があつてよいのですが、子どもたちとともに物事を定めてきた教員ということもあり、民主的にみんなで思いや考えを伝えあい、意見を出し合つて、みんなで話し合つて創り上げるという方法が一番だと思うのです。

もうすぐ、令和4年度もひとつの区切りを迎えるところですが、私は、他の自治体の教育委員会の状況はわかりませんが、海老名市の教育委員会が、教育委員さんひとりひとり、それぞれのこれまでの経験や立場から、自分の意見を自由に言い、話し合うことができる集団であることを自慢に思っています。

そして、教育長として、教育委員のみなさんと海老名市教育委員会を組織できることをありがたく思っています。

みんなで話し合つて創り上げた教育大綱、その定めた計画に沿つて、教育行政を進めることが、今後の私たちに求められることですが、私は、みんなで話し合つて創り上げたという過程にも、大きな価値があると思うのです。

これからも、海老名市の教育委員会は、そのような組織でありたいと強く願いますので、教育委員のみなさんには、今後とも、よろしく願います。



以上です。

## 議案第3号

海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置  
条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館  
設置条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和5年2月10日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 提案理由

博物館法の改正に伴い、海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正を行いたいため

## 海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について

### 1 概要

博物館法の改正に伴い、博物館に相当する施設の規定について改められたことから、海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の改正を行う。

また、文言の修正についても併せて行う。

### 2 改正内容

海老名市立郷土資料館条例施行規則第9条及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則第8条における「資料の館外貸出し」の規定を以下のように改正する。

#### (1) 博物館法の改正に伴う改正

博物館法を引用している条文における条ずれを修正

#### (2) 文言の修正

- ・ 貸出しを受けることができる「者」
  - ・ 次に掲げる「者」
  - ・ 適当と認める「者」
  - ・ 第2号から第5号までの規定中「の長」を削る
- 「もの」に変更

詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 今後のスケジュール

令和5年2月10日	定例教育委員会 決定
	決定後、速やかに公布する
3月16日	政策会議 報告
3月24日	最高経営会議 報告
4月1日	施行

海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置  
条例施行規則の一部を改正する規則

(海老名市立郷土資料館条例施行規則の一部改正)

第1条 海老名市立郷土資料館条例施行規則（平成25年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「者」を「もの」に改め、同条第1号中「第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長」を「第31条第1項に規定する博物館に相当する施設」に改め、同条第2号から第5号までの規定中「の長」を削り、同条第6号中「者」を「もの」に改める。

(海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正)

第2条 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則（平成25年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「者」を「もの」に改め、同条第1号中「第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長」を「第31条第1項に規定する博物館に相当する施設」に改め、同条第2号から第5号までの規定中「の長」を削り、同条第6号中「者」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新	旧
<p>海老名市立郷土資料館条例施行規則</p> <p>第1条—第8条 &lt;略&gt;</p> <p>（資料の館外貸出し）</p> <p>第9条 資料の館外貸出しを受けることができる<b>もの</b>は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<b>第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</b></p> <p>（2） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する<b>公民館</b></p> <p>（3） 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する<b>図書館</b></p> <p>（4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<b>学校</b></p> <p>（5） 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する<b>公文書館</b></p> <p>（6） その他教育委員会が適当と認める<b>もの</b></p> <p>以下 &lt;略&gt;</p>	<p>海老名市立郷土資料館条例施行規則</p> <p>第1条—第8条 &lt;略&gt;</p> <p>（資料の館外貸出し）</p> <p>第9条 資料の館外貸出しを受けることができる<b>者</b>は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<b>第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長</b></p> <p>（2） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する<b>公民館の長</b></p> <p>（3） 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する<b>図書館の長</b></p> <p>（4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<b>学校の長</b></p> <p>（5） 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する<b>公文書館の長</b></p> <p>（6） その他教育委員会が適当と認める<b>者</b></p> <p>以下 &lt;略&gt;</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新	旧
<p>海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則</p> <p>第1条—第7条 &lt;略&gt;</p> <p>（資料の館外貸出し）</p> <p>第8条 資料は、次に掲げる<b>もの</b>以外には、原則として館外に貸し出さない。</p> <p>（1） 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<b>第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</b></p> <p>（2） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する<b>公民館</b></p> <p>（3） 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する<b>図書館</b></p> <p>（4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<b>学校</b></p> <p>（5） 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する<b>公文書館</b></p> <p>（6） その他教育委員会が適当と認める<b>もの</b></p> <p>以下 &lt;略&gt;</p>	<p>海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則</p> <p>第1条—第7条 &lt;略&gt;</p> <p>（資料の館外貸出し）</p> <p>第8条 資料は、次に掲げる<b>者</b>以外には、原則として館外に貸し出さない。</p> <p>（1） 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<b>第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長</b></p> <p>（2） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する<b>公民館の長</b></p> <p>（3） 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する<b>図書館の長</b></p> <p>（4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<b>学校の長</b></p> <p>（5） 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する<b>公文書館の長</b></p> <p>（6） その他教育委員会が適当と認める<b>者</b></p> <p>以下 &lt;略&gt;</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正について

別紙のとおり、海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正について、議決を求める。

令和5年2月10日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正を行いたいため

## 海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正について

### 1 概要

地方公務員法の一部改正により、地方公務員における定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった。これに伴い、標記規程を以下のとおり修正する。

- ・ 同法を引用している条文における条ずれの修正
- ・ 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項又は第2項の規定により短時間勤務の職に採用された者(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)に係る勤務時間の割振りについて、改正地方公務員法第22条の4第1項に規定する非常勤職員とみなして、本規程第3条の規定を適用する旨を規定

### 2 改正内容

#### 【本則】

- ・ 第3条中に引用している地方公務員法の条項を修正する。

#### 【附則】

- ・ 経過措置として、暫定再任用短時間勤務職員について、改正地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める非常勤職員とみなして、本規程第3条の規定を適用する旨を、附則において規定する。

※ 詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 今後のスケジュール

令和5年2月10日	定例教育委員会 決定 ※決定後、直ちに令達する。
3月16日	政策会議 報告
3月24日	最高経営会議 報告
4月1日	施行

海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を改正する規程

海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程（昭和46年教委訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により短時間勤務の職に採用された者は、改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める非常勤職員とみなして第3条の規定を適用する。

新（改正案）	旧（現行）
<p data-bbox="152 181 824 213">海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程</p> <p data-bbox="71 272 349 304">第1条～第2条（略）</p> <p data-bbox="116 360 510 392">（非常勤職員の勤務時間の割振り）</p> <p data-bbox="71 405 1108 703">第3条 非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）の勤務時間は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<b>第22条の4第1項</b>に規定する短時間勤務の職を占める非常勤職員については、休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、日々雇用される非常勤職員については1日につき7時間45分を超えない範囲内において、その他の非常勤職員については1週間当たり30時間を超えない範囲内において、教育委員会が割り振るものとする。</p> <p data-bbox="71 762 241 794">第4条（略）</p>	<p data-bbox="1211 181 1883 213">海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程</p> <p data-bbox="1135 272 1413 304">第1条～第2条（略）</p> <p data-bbox="1180 360 1574 392">（非常勤職員の勤務時間の割振り）</p> <p data-bbox="1135 405 2172 703">第3条 非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）の勤務時間は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<b>第28条の5第1項</b>に規定する短時間勤務の職を占める非常勤職員については、休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、日々雇用される非常勤職員については1日につき7時間45分を超えない範囲内において、その他の非常勤職員については1週間当たり30時間を超えない範囲内において、教育委員会が割り振るものとする。</p> <p data-bbox="1135 762 1305 794">第4条（略）</p>

**附 則****（施行期日）**

**1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。**

**（経過措置）**

**2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により短時間勤務の職に採用された者は、改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める非常勤職員とみなして第3条の規定を適用する。**

議案第5号

物品の取得に関する意見の申出について

別紙のとおり、物品の取得に関する意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月10日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

物品の取得について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため

## 議案第6号

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

別紙のとおり、令和4年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月10日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 提案理由

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第14号）のうち教育に関する部分について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したため

## 議案第7号

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正に関する意見の申出について

別紙のとおり、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正に関する意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月10日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 提案理由

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につい  
て、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため

## 議案第8号

令和5年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の  
申出について

別紙のとおり、令和5年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年2月10日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 提案理由

令和5年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため